

(3)「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業

【今川官房長】 それでは、引き続き、本日最後の3件目の議論に入ります。

ここからは、日本大学総合科学研究所客員教授の有川博先生に御参加をいただいております。ありがとうございます。

【有川先生】 よろしくお願ひします。

【今川官房長】 それでは、「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業につきまして、担当部局から御説明をお願いします。

【説明者】 情報流通行政局地域放送推進室長でございます。本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

それでは、「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業、こちらについて説明をしてみたいと思っております。資料を開けていただけますでしょうか。1ページ目でございます。まず、簡単にケーブルテレビの概要を説明させていただきます。

ケーブルテレビは、地上放送の難視聴区域、山などの地形等によって、放送波をテレビの放送局から受信できないと、そういった地域の解消を目的として1955年に誕生しております。

現在では、全世帯のうちの半数以上の世帯に普及しており、地域の情報通信基盤として大変重要な役割を担っているということで、下のほうに図を書いておりますが、申しましたように地上テレビの再放送、また、ケーブルテレビ事業者が自ら取材、編集して行うような放送番組、自主放送、コミュニティチャンネルと呼ばれてはいますが、こういったもの、それから、衛星放送BS、CSでございますが、こちらの放送も再放送しているほか、最近では、通信、ブロードバンドサービス、また、無線のサービスも行って、多様なサービスを行っている事業者という形になっております。

2ページ目でございます。ケーブルテレビ事業者、どのようなものがあるのかといったものを簡単に説明させていただきます。左側の円グラフでございます。ケーブルテレビ事業者は自治体、第三セクターが占める割合が非常に多くなっておりまして、約8割がそういった

事業者になっているというものでございます。右側、従業員数でございますが、49名以下でケーブルテレビ事業を行っているといった会社が、約7割以上を占めているということ、各地域でそれぞれ必ずしも大きくはないという会社が多数を占めている。そのような中で、地域の情報発信ということで頑張っていると言えると考えております。

3ページ目でございます。ケーブルテレビの社会的意義です。先ほども述べましたように、まず、最近では全世帯の半数以上に普及しているということが言えると思っております。総合的な地域の情報メディアとしての機能を果たしていただいているということが言えると考えております。また、難視聴世帯、こういった世帯に対してテレビの受信環境を整備しているといったことが言えると考えております。特に、自治体、第三セクターのケーブルテレビ事業者は難視聴世帯を多く抱えている、これは営利法人よりやはり高い割合になっているといったことが表れております。

3番目ですが、自主放送による地域密着の情報配信。先ほど申しましたように、ケーブルテレビは独自に取材、編集を行っておりまして、地元のスポーツ、ニュース、日々の情報、また、災害時には地域の災害情報を発信するという非常に大きな役割を担っていると考えております。

下にグラフをつけましたが、非常時の情報収集について、最も利用している媒体はテレビが高い割合になっているというような結果が出ております。

続きまして、4ページ目でございます。非常時のケーブルテレビの役割を具体的に示した例を幾つかここにお示ししております。例えば地元の川が氾濫しそうだとといったものを、随時ケーブルテレビを使って流す、また、例えば仮設事務所が開設されましたと、こういうところに問い合わせどこに避難したらいいのか、災害が発生した場合の、例えばごみ処理の問題などもありますので、そういった問合せ先を住民に案内する、また、恒常的に河川情報を流したり道路の交通状況を流すといった取組も行われております。

続きまして、5ページ目を御覧ください。ケーブルテレビの伝送路について説明させていただきます。ケーブルテレビの伝送路は、大きく分けて2種類ございまして、1つは従来からの金属、銅を用いた同軸ケーブルと光ファイバを組み合わせた方式、HFCと呼ばれるものですが、こちらの資料の真ん中の左側の図にありますとおり、その左側にあるケーブルテレビ局から出た太い回線部分は光ファイバで、だんだん右側に行くにつれて世帯のほうに近づいていくわけですが、その支線になるに従って同軸ケーブル、先ほど言った金属を用いたケーブルを用いてミックスした形、こういったタイプのものがございます。

そのほかは、オール光ファイバで整備されているもの。テレビ局から、各家庭まで全部光ファイバと、こういった2つの形式がございまして、右側の円グラフでございまして、現在は従来からあるHFC方式といったものが大体7割程度といったことで多くなっているということです。

一方で、このHFC方式ですが、同軸ケーブルの素材として銅を使っていると、金属を使っているということで、信号の減衰が著しい特性がある、また、その減衰した信号を一定レベルに戻すという作業が必要になってきますが、そのための装置を数百メートルごとに置いていかなければいけない、信号増幅装置、アンプと呼ばれるものですが、そういったものをネットワーク上に数百メートルごとに置いていかなければいけないと。また、そのアンプと呼ばれるものですが、これが電気で動くものですから、電源供給をしないといけないということになっておりまして、この電源供給装置については、例えば豪雨災害が発生した場合、このアンプ、電源供給機が水没しますと機能停止してしまうと、また、その災害発生により、電力会社のほうの送電が止まってしまう、停電してしまうとどうしてもそのアンプに電力を供給することはもちろんできなくなってしまうと。また、落雷被害によって機能を停止すると、こういった、従来からのHFC方式には弱点があります。

その意味で、このケーブルテレビネットワークをFTTH化、光化を進めること、これが大変重要な課題となっていると言えると考えております。なお、資料の左下のほうに令和元年台風15号による例というものがございまして、この例のようにその差が大きく表れているといったことが言えると思っております。

この弱点を克服する、つまりケーブルテレビネットワークを災害に強いものに変えていくと、我々、耐災害性強化と言っていますが、その促進のため、総務省は本日御議論いただくケーブルテレビの光化事業、光化支援といったものを実施しているところでございます。

次のページになります。これが本日、皆様にレビューいただくケーブルテレビ光化に係る耐災害性強化事業でございます。簡単に概要を説明したいと思います。

まず、資料の下の図を御覧いただければと思います。先ほど説明したとおり、HFC方式によるケーブルテレビネットワークはこの図の左側にあるケーブルテレビ局、ここから光ファイバの伝送路を延ばしていくというところですが、ここから出る部分は光ファイバになっているところでございますが、途中で、この図で言えば線が黄色から黒に変わる部分、ここから各家庭までを同軸ケーブルとしておりまして、ここに弱点があるというものでございます。

この事業は、この黒い部分について、ここを光ファイバに置き換える、そういった取組を行う際に国が支援するというものでございます。資料の真ん中に書いてありますが、事業主体としては市町村、またはその第三セクターといった法人。補助対象地域は、本事業は、耐災害性強化を目的とするという趣旨ですから、ケーブルテレビが、市町村が定める地域防災計画、そういったものに位置づけられると。災害時の情報発信にケーブルテレビを位置づけると、そういったものが記載されている市町村、こういうところでありまして、かつ過疎地等の条件不利地域、さらに市町村の財政力指数が0.5以下と、こういった地域を補助対象地域にしているものでございます。補助率については市町村が2分の1、第三セクターが3分の1になっております。

続きまして、資料7ページ目でございます。こちらは、これまでのケーブルテレビ光化事業の変遷といったものを示しているものでございます。ケーブルテレビの光化については、平成29年から開始されておまして、これまで類似の事業を行ってきているというものでございます。

最近では、この資料の令和3年のところと令和4年のところに緑色で書いておられますが、事業実施主体の拡充、また、補助対象の拡充といった見直しを行っておまして、事業実施主体の拡充といったものについては、自治体が例えば自ら住民のためにケーブルテレビを整備して、放送サービスを提供すると、こういったものが地方では多く行われております。地域の放送受信環境、こういった自治体が行き届くことによって大変改善されたということではありますが、やはりその日々のサービスの提供、また、その設備の維持管理、更新、こういった負担が非常に多くございます。そういったことでサービスと設備を自治体から例えばその引き継いでくれる民間事業者に移行するといった動きが見られておまして、そのようなケースにおいては、これまで例えば難視聴地域での放送受信環境の維持において自治体が果たしてきた役割を民間事業者が引き継ぐということで、その移行後にその設備がHFCでありますと、それを光化するといった場合にも、民間事業者ではありますが、そういったものも支援できるようにするといったこと。

また、令和4年度の補助対象の拡充、辺地共聴施設のケーブルテレビのエリア化というものでございますが、これは山間地などで、やはり放送局の電波を山陰などで直接受信できない地域において、これは住民組合が放送受信用のアンテナを、その山の上などに共同アンテナを立てて、そこから同軸ケーブルで引っ張ってくると。各家庭で見られるようにするシステム、辺地共聴施設と呼ばれるものがございまして、その多くが地デジ化から10年以上経

過して、結構老朽化して、なかなかその維持管理が大変だという状況になりつつありますので、その辺地共聴施設をケーブルテレビのサービスエリアに切り替えるといったときに、その辺地共聴施設の光化も実現すると。そういったときに併せて支援できるようにすると、そういった拡充も行ってきたというところでございます。

続きまして、8ページでございます。支援対象の考え方ということでございまして、補助事業には要件がございますので、その考え方を説明したいと思います。

本支援は、ケーブルテレビの光化を通じた災害に強いインフラづくりと、従来からの同軸ケーブルを光ファイバに更新していくといったものでございますが、そういった意味では、まずその事業者においてオール光化、そういったものを達成しているケーブルテレビ事業者、これはもちろん支援対象というわけではございません、もう既に光化ができています。そういった意味では、まずは光化を完了させていない事業者290者に絞らせていただいております。続いて、官民の役割分担というのを考えておりまして、やはりその難視聴地域、こういったものを多くカバーする自治体・三セク、こういった事業者を優先的に支援していくということで、営利法人については、自主的な整備を促すということで290者から218者、そのような形で絞っております。さらに、よりそのネットワークの構築に条件が厳しい土地、先ほども言いましたように条件不利地域などそういった場所、なかなか放置すると整備が進まないといった地域を優先して、102者まで結果的に絞って支援をするということで本事業を進めてきた次第でございます。

続きまして、9ページでございます。次に、長期アウトカムについて説明させていただきたいと思っております。

耐災害性強化を目的とした本事業は、相次ぐ災害の発生を受けたネットワークの強化の必要性に対する理解、また、これまでの光化に対する国の支援策の実施により、ケーブルテレビのネットワークの光化は、全体としては着実に進展していると考えております。

総務省としては、引き続きケーブルテレビ事業者の自主的な整備に加えて、支援事業の実施を通じて令和3年度末現在で30.8%、30%強となっている光化率について、令和7年度末を目途に50%に持っていきたいと、そのように考えておりまして、取組を行っているというものでございます。

続きまして、短期アウトカム、10ページでございますが、こちらについて説明させていただきたいと思っております。

短期アウトカムについては、まずは現在の事業の枠組みにおいて補助の支援対象にされ

ている事業者について、203者でございますが、令和5年度末50%の光化率を達成すると。これを目標として設定し、長期アウトカムの達成に向けたステップと捉えて、取組を進めていきたいと考えております。

下の図にございますが、令和3年度末時点におけるケーブルテレビ事業者の各分類における光化率を示しておりますが、真ん中の分類、自治体・第三セクター事業者のうち、現在の補助要件、こちらを満たさないグループ、例えば条件不利地域に存在しない、財政力指数が0.5を超えると、こういったものでございますが、ここの光化率は極端に低い率になっているということに留意が必要と考えております。

最後でございますが、ケーブル光化に関する政府決定等でございます。こちらの事業は、耐災害性を目的としておりますので、国土強靱化などの各種の計画に記載させていただいている次第でございます。

少し長くなりましたが、以上でございます。

【今川官房長】 引き続き、事務局から論点を御紹介いたします。

【赤坂会計課長】 資料3-③を御覧ください。論点でございますが、まず、事業目的に沿った成果目標及び成果指標が的確にレビューシート上に表示されているか。それから事業の効果について、どのように評価・検証することが適切であるかということでございます。よろしく願いいたします。

【今川官房長】 それでは、議論に入らせていただきたいと思います。お時間40分程度ということで4時40分ぐらいまでのお時間でございます。いかがでしょうか、挙手をお願いいたします。

【瀧川先生】 御説明いただきまして、ありがとうございます。

私から取組内容についての質問が一つと、あとはアウトプット、アウトカムについての質問が一つです。

1つ目の内容についてなんですけど、これ、支援のプロセスがどうなっているか伺いたいと思っています。基本的には自治体とか三セクから支援の依頼があって、それを受けて支援をするという形だと思っておりますが、その中で、基本的には早い者勝ちで出していくという形なのか、何かしら優先順位づけや審査をした上で出すのかというその流れについて伺えればというのが1つ目です。

2つ目の質問は、アウトプット、アウトカムの話です。確かにこういうアウトプット、アウトカムになるかなとか思いつつ、このアウトプットと短期アウトカムと長期アウトカム

というのがどのようにつながっているかを理解したいと思います。

端的に言うと、このアウトプットを実現すれば、これがこの短期アウトカムの50%につながるのかどうかという話と、あとは支援対象となる光化率というのを上げることによって、そこだけを上げることで全体を50%達成するというこの長期アウトカムとつながっていくのか、この辺りについて伺えればと思っています。

【説明者】 御質問ありがとうございます。最初の点については、事業の進め方の質問とっておりますが、総務省では、事業実施に当たって、こういった支援事業がございますということで、まず公募という形でございますが、各関係者、もちろん総務省のホームページでもそうですが、自治体等にもこのような事業がございますので、手を挙げたい方いらっしゃいますかという公募を行って、事業者を、希望する方を集めているということでございます。

もちろんその中で、例えばいただいたものを、先ほどあったような要件がございますので、要件に合致するか、そういったものを審査し、万が一要件には当たらないといった場合には、残念ながら支援の対象にはならないと、当然そういうことになりますし、もちろんその案件が適切かどうかというのは外部の評価委員にも御判断をいただくというプロセスも経て、案件の絞り込みを行っている次第でございます。

また、アウトプット、アウトカムの関係です。もちろん本事業を実施することにより、アウトプット、我々の方では交付決定件数、事業の数でございますが、案件が伸びれば整備が進むということでございますので、当然、短期アウトカム、光化率が向上するというようになりますので、その関連性はもちろんあると考えております。

また、短期アウトカムと長期アウトカムの関係でございますが、長期アウトカムについてみれば、補助対象ではないケーブルテレビ事業者、例えば民間事業者、条件不利地域にないような第三セクター事業者、こういったものは補助対象とはなっておりませんが、もちろん長期アウトカムの中には、補助対象となる事業者のグループも含まれます。

したがって、リニアにきれいに比例的に短期アウトカムが伸びれば、きれいに長期アウトカムに伸びるかという御質問だとすると、それは確かにきれいには伸びないと。ただし、短期アウトカムで伸びたものについては、もちろん一部は長期アウトカムに貢献すると考えて間違いないと考えておりますので、そこはやはり関連性を持ったアウトカムの設定だと我々は考えている次第でございます。

【瀧川先生】 ありがとうございます。1点だけコメントというか、追加の質問かもしれ

ないですけど、まず中身はよく分かりました。

趣旨は、補助要件を満たす事業者のところだけをどんどん光化を進めていくというのは確かにあると思うんですけど、長年、多分この事業はやられているとっていて、当然、自治体からするとだんだん効率が悪いとか、光化することによる効果はだんだん減っていく自治体が増えてくるんだろうなとと思っているのですが、どこかで限界が来るのか、それともこれはどこまででも進めていくものなのかという、その辺りの基本思想はどうなんですか。

【説明者】 長期アウトカムの達成といった意味では多分おっしゃるとおりで、全体的な傾向、一般的な傾向としてみれば、やはり補助対象の地域であっても整備がやりやすいところから整備が進むと言えると考えております。そういった意味で、確かに補助事業を進めていくとなると、だんだん条件が厳しいところが残ってくる、その割合は一般的に高くなるかと考えております。

まずは短期アウトカムで令和5年度末に50%という数字でございますので、今、そこまで厳しい、そこまで踏み込んでいるかどうかというのは、まだそこまではないのかなという思いもある一方、今後やはりそういった地域が増えてくると、そこはどのようにするのかというのは多分将来的な課題になると。

先ほど冒頭に言いましたように長期アウトカムの関係でいえば、やはり補助が、支援が、今、対象となっていない地域、ここの率が低いということになっていきますので、ここをできればその整備を進めていって、この率を上げていくというのが長期アウトカムの達成には非常に効果があるかと考えておまして、何が申したいかということ、一方で確かに厳しい部分をどのようにするのかというのはあります。あとはその長期アウトカムとの関係でいえば、低いところをもっと上げればいいのではないかとこの発想もあるかと考えております。

ただし、一方で難しいのは、この事業が耐災害性を強化して、地域の放送の受信環境をなるべく確実、安定的に届けるといった目的でございます。一般的に言えば、やはり過疎地域で厳しいところというのは、高齢者も結構多いものかと考えておまして、そういった方々はますますテレビに頼るといったところもありますので、一概にここは効率が悪いと一刀両断、そこはやらないという判断は議論があるかと考えて、その辺りはもう少し整備が進んできた段階で、もう少しきちんと議論していく必要があるのかなと考えております。

【瀧川先生】 ありがとうございます。基本的には、補助対象を広げればよいという話を申し上げているわけでは当然ないんですが、ケーブルテレビを運営している自治体が条件

を満たしているか満たしていないかというのは、住んでいらっしゃる方からするとあまり関係ない話なので、一方だけがどんどんよくなっていくみたいな話もちょっと不自然ですし、とはいえ、効率と費用のバランスみたいな話もあって、それも住んでいらっしゃる方からするとなかなか受け入れづらい部分もあるので、その辺りのバランスは難しいなと思いました。

【説明者】 ありがとうございます。

【今川官房長】 瀧川先生、ありがとうございました。

【赤坂会計課長】 先生方、コメントシートにつきまして、16時25分頃に回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【今川官房長】 引き続き議論をお願いします。北大路先生。

【北大路座長】 今の議論の続きなんですが、補助要件を満たさない事業者たちの地域というのは、災害リスクが少ないんですか。

【説明者】 質問ありがとうございます。これは申し訳ないですが、必ずしも統計などを取ったわけではないですが、おっしゃるとおりで、必ずしも災害のリスクが低いかどうかというのは一概には言えないと思っております。

最近の災害、例えば先ほどあった令和元年の台風、これは千葉県でかなり大きな災害になって、私も記憶にあるのですが、必ずしもこれは、山の中などそういったわけではないと考えております。

やはりネットワークの弱点というのは、山間地だろうと、そういう都会だろうと、あまり変わらないと考えてはいるところでございます。

【北大路座長】 そうすると、この条件不利という条項は、その耐災害性に関して言えばあまり意味がないと。

【説明者】 ありがとうございます。そうですね、耐災害性という意味においては、やはりその重要性は変わらないと考えている一方、やはりその整備の、先ほどもありました効率性みたいな話を考えたとなると、例えばケーブルテレビですと、ネットワークを張って、実際につなげていかなければいけないということになりますので、簡単に言うと田舎のほうに行くほど、また例えば、地形的な条件が厳しいといったところについては、どうしてもその整備にコストがかかってしまうという実態もありますので、そういった地域、なかなか整備が進まない地域をまずは後押しするということで、支援スキームをつくって実施しているということになっているという次第でございます。

【北大路座長】 ということはある意味で、条件不利でない地域でやったほうがコスト効率は高い。

【説明者】 ネットワーク整備の効率性の観点からいうと、やはり世帯が一定程度固まっているような地域、これはどうしてもインフラ整備であるこの事業において、やはり効率がいいという結論になるのかなと考えております。

【今川官房長】 北大路先生、ありがとうございます。水戸先生、手が挙がっています。

【水戸先生】 御説明ありがとうございます。質問とコメントがあるんですが、支援対象事業者は、令和5年度で50%を想定されているということですが、これは最終的には支援対象の100%を目標にされているという理解でよろしいのかというのが一つ。

それと以下関係するんですけど、かつて「放送と通信の融合」なんていう言葉が盛んに使われて、ケーブルテレビにおいても通信機能という機能は重要かなと思う中、お話を聞いていると耐災害時放送に重点が置かれているようなんですけども、通信手段としての機能も念頭にあるのかという確認が2つ目です。

その2つに関連するんですが、HFCがFTTHに変わっていくという中で、さらなる代替通信、ケーブルインフラというのが、今、想定があるのかなのか、もしかしたら今100%目指しますというお考えの中で、いやいや、もう途中からもっと新しいものが始まりますよということがあるのかなのか。私は知見が全然ないものですから、御存知でしたら伺えればなと思いました。

以上3つでございます。

【説明者】 御質問ありがとうございます。100%を目指すかどうか、確かにブロードバンドのほうは、今、光ファイバで99%くらいまで整備が進んでおります。ケーブルテレビの今の整備率は全体としてまだ30%強という状況になっておりますので、今、全部100%を目指すのかということは何とも言えないというか、この段階ではまずは50%というのを目指すということで、その先はケーブル事業者がどのように考えているか。もちろん、その耐災害性強化から光化するというのは理解を得ていると、我々も説明を何回もしていますし、その重要性は分かっているというところでございますが、投資もかかることでございますので、ここら辺の考え方をよく聞きながら、実際に我々が例えば100%目指しますといったところで、そこはやはり皆さん関係者の合意というか意識、それを合わせて整備を進めていくというのが重要だと考えておりますが、今の段階でそこまで踏み込んだものを、100%ということを設定しているものではございませんが、いずれにしてもそこは近い

将来課題になってくると考えております。

それと御質問にありました、確かにおっしゃるとおり、ネット、ケーブルテレビ、先ほどもブロードバンドを提供しているというところまでございまして、ネットもあるのではないかという、確かにそういう御意見も伺っております。私もこういう仕事をするようになって、結構、地方の山の中に入って、実際の住民の方とも話をする。災害時は特にテレビに頼ると、また高齢者の方々はスマートフォンを持っている人は結構増えていると感じましたけど、そこまで使いこなして、自分からポジティブに情報を取りに行くということはなかなかできない、私の父もそうですが、やはりテレビに頼っているのが非常に多いと考えております。

そういった意味において、やはり、まだまだテレビに災害情報を、先ほどの統計もございましたが、頼っている部分があると思っております、もちろんそういったインターネット、携帯でというのがありますけれど、特に地域においてはそういうものは、ケーブルテレビの重要性というのがあると我々考えております。

あと、ケーブルテレビの新しい方式でございまして、光ファイバに替わる違うものがあるのかどうかということですが、今の段階では光ファイバ、有線のファイバーというか伝送路については、光ファイバに替わるのではないという状況でございまして、光ファイバの中にもどのくらい多重化するかみたいな技術は随分進んでいるとは思いますが、その物理的な回線としての伝送路という意味では、やはり光ファイバに替わるものは今はないという状況ではございます。

以上でございます。

【今川官房長】 水戸先生、ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。有川先生、お願いいたします。

【有川先生】 2点ほどお伺いしたいんですけども、このスライドの10ページでいきますと、公共団体の場合は補助金が出ると出ないのでは、大きな光化率に差が出ているのに対して、営利法人等については、補助金が出なくても一定の光化が促進しているということを考えますと、光化によるメリットというのは公共団体と営利法人では大分違いがあるのではないかと思うんですが、光化によるメリット、それぞれの何か違いがあるのかどうか、教えていただきたいです。

【説明者】 御質問ありがとうございます。この数字の違い、営利法人と自治体・第三セクターのメリットの違いということでございまして、耐災害性強化においては、特段、もちろん自治体・第三セクターと営利法人、もちろん個別のサービスの違いはありますが、

光ファイバを敷設とするという意味でのメリットには、それほど違いがないと考えております。

では、この差は何ですかということでございますが、我々がこれを考えるに、営利法人のところは、実態からするとやはり世帯が固まっている地域、都市部、そういった地域を業務エリアにしている事業者が多いと考えておりまして、そこはやはり他の事業者のサービス、通信事業者の例えば光ファイバサービスなどもございますけれど、そういったものもございまして、やはり世帯当たりのコストは低いものですから、光ファイバ化が進んでいると理解しております。

一方で、この第三セクター・自治体の補助要件を満たさない事業者の部分というのは、どうしてもそういう場所ではないところが多いと考えておりますので、コストの面での格差ということが、この数字に表れていると考えている次第でございます。

【有川先生】 今の点に関連してもう1点お伺いしたいのは、令和3年から事業の承継する営利法人に対して、光化についての補助金を出すようになりましたけども、これはこの事業主体をこれまで公共団体も営利法人と同じぐらいの割合でやってきたものについて、できる限り、その実施主体を営利法人化のほうに寄せていきたいという、そういう方針に立っているものだと理解してよろしいでしょうか。

【説明者】 御質問ありがとうございます。こちらについては、我々でもやはりこの事業を進めていく上で、自治体、第三セクター、ケーブルテレビ事業者の方々といろいろ話をさせていただいている中で、先ほど申しましたように、自治体が抱えるケーブルテレビを実施していく上で、抱える課題といったものがあるという声がありましたが、一方で、そういった地域で放送を継続していく重要性は変わらない。そういった中で、何ができるのかというのを検討した中で、こういったスキームをつくったということでございます。これは、総務省として全部その方針で行くのかという質問だとすると、必ずしもやはりそうではないと。もちろん自治体の事業者においても我々でやっていきたいと、例えば地域の情報はやはり自分たちで集めて放送していきたいといったところもございまして、そういったところも我々尊重したいと考えておりまして、一方で、そういった新しい動きがあるので、それに対応したというのが実態でございます。

【有川先生】 ありがとうございます。

【今川官房長】 有川先生、ありがとうございます。コメントシートのほうの御協力もよろしくお願いいたします。続いて、西出先生よろしいですか。

【西出先生】 御説明ありがとうございました。まず一つ、簡単に確認したいんですけど、この事業のレビューシートは、来年も再来年もつくられるのか否か、作成されて公開されるのか否か、というところを確認させてください。

【説明者】 レビューシート自体は、公表されるものと私は理解しておりますが、もし間違っていたら事務局のほうで、訂正をお願いできればと思うのですが。

【今川官房長】 大丈夫です。

【西出先生】 公表されるということですね。事業終了年度が5年度になっていて、でもかなり補正、繰越しはあと2年は続くだろうと想定されるぐらいの額があって、最終目標年度7年度のアウトカムも、①-3で書いてあるものですから、確認しました。

【説明者】 分かりました。

【西出先生】 確認した理由は何かと、今から申し上げることが、意味があるのかなのかということですね。公開されるということで、まだ言う意味があるだろうと思って申し上げさせてもらいます。2点あります。

1つめは、実際に今、光化に変えているところなんですけど、光化に変えることも含めて、実際に今補助しているような地域において、ケーブルテレビに、皆さん加入しているのか否かということ。これは多分国民としては関心があるのではないのか。極端なことを言うと、いろいろ光化している、ケーブル化しているけど、加入率がどのぐらいなのかという感じがすよね。これはやはり目標値という意味ではなくて、どれだけ加入しているかという実態はやはり公開していく必要があるのではなかろうかと思います。

2点目は、光化すること、多分ケーブル化だけでもいいと思うんですけども、どれだけの活用実態が考えられるのかということです。それは先ほど申し上げたこともそうなんですけど、社会的意義を強調する意味で、加入している人がたくさんいるというのは大事ですよね。加入していなかったら全く意味ないし。もう一つは、加入したけども本当にこちらの趣旨のように活用をしてくれているのかということ。それは視聴者もそうですし、ケーブル事業者もそうですよね。昔のTV番組の再放送ばかりしているのでは意味があるのか、ないのかということです。そういう意味で、これらをアウトカムのな指標でお考えになることも含めて、レビューの中で来年、再来年度盛り込んでいただけたらありがたいかなと、このように考える次第です。コメントありましたらよろしくお願いします。

以上です。

【説明者】 ありがとうございます。加入実態がどのようなものかと。個別の事業者の加

入実態を公表するのはもしかすると個々の事業者の話になるので、気をつけないといけないと思いますが、一方で、ケーブルテレビの総論を言うと、ケーブルテレビの加入世帯の状況というのは公表していきまして、それも都道府県別まで公表しているというところがございます。

例えば、よく言うのは、徳島や大阪、兵庫、東京もそうですけど、加入率は7割、8割、9割という率でございまして、全体、全国的には50%強ということでございますが、ケーブルテレビを使っているという意味においては、多分、集合住宅だと認識しないケースはあるんですけど、全く使っていないということはないのではないかなと思いますし、ケーブルテレビの数字を最初述べましたが、もともと難視聴地域から発生しているというものでございますので、そのケーブルテレビを使わない、特に完全に田舎のほうですけれども、これは山間地域については、ケーブルテレビを使わないと逆にエアーで電波が取れないというところが多くございますので、そこに至ると、もう逆に加入率はほとんど100%に近い数が出ているのではないかと、今数字を持っていないのですが、考えているところでございます。

活用実態ということでございます。そういった意味でテレビを見るという意味においては、使われていると思っております。もちろん先ほどあったように、ケーブルテレビはテレビだけではなくてインターネットもあるというところでございますが、そのインターネットの部分について言うと、これも一般論になってしまいますが、過疎地域などそういった高齢者が多い地域ですと、インターネットという意味では契約をしているかどうかと言われると、なかなかそこまでいってないのかなと。むしろケーブルテレビを見ているということが多いと考えております。

【西出先生】 ありがとうございます。いずれにせよ社会的意義というものを強調するというので、できる限りこの数字的な情報を公開していただけたらありがたいかなと思います。

以上です。

【説明者】 分かりました。

【今川官房長】 西出先生、ありがとうございました。

続いて、伊藤先生お願いします。

【伊藤先生】 ありがとうございます。今までの話でいくと、やはり加入率というか、誰のために光化をするかとなると、防災の視点が一番強い。防災の中でも非常事態のときに情

報をテレビから取る人たちが誰かと考えると若い人よりも高齢者世帯。なので、高齢者層がちゃんと加入していないとどれだけ光化をしても、本来のターゲットにぶつかっていないことになるので、ここの分析は結構大切だと思います。これは、50%が良いのか良くないのかという話とセットになっていて、ひとまずで50%なんだけど、50%だったらいいかとか100%に近づいたらいいかどうかよりも、本当に非常事態が起きたときにちゃんと情報が取れる関係にするかどうかという観点は必要かと。言うのは簡単ですが、どうやってそれを取れるかは難しいところではあるんですが、だからこそ補助を出すんだという観点で、例えば事業者からしっかりと加入情報をもらって、高齢者世帯が加入しているかどうかが見られたらいいのではないかなと思います。そこは難しいでしょうか。

【説明者】 加入のデータを取るの、それほど難しくないとはいっております。もちろん接続されないとこの事業の意味が出ませんし、そこはそれほど難しい話ではないと思うとともに、先ほども言いましたとおり、特に条件が厳しいところは、やはりケーブルテレビに頼らざるを得ないというところが多いはずなので、むしろ我々の感触として、こういう言い方はあまり当局だけが持っているだろうと思われてしまうのもあれなんですけど、感触としては逆に加入率は高いと考えているところでございます。

【伊藤先生】 私も全ての統計を知っているわけではないですが、特に三セクであったり、自治体が持っているケーブルテレビは財政状況が悪くて、三セクが撤退するケースも最近増えていると実感しています。

なので、完全な民間事業者、営利法人だと49%、設備投資ができるんだけれども、何でも三セクとか行政かという、なかなか民間が来ないからやっていて、やっていると税金によって赤字補填が必要になったりするので、なかなか設備投資ができないという悪循環に陥っていると思うので、そこは少し細分化をした上で、だったらもう少し補助率上げてもいいよとかというところまでやれるといいのではないかと感じました。

もう1点、新たな日常という、事業名についてですが、先ほど、事業の変遷の中で、コロナが起きたところで少し事業形態変わっているという話もありましたが、ただ今やっているのを見ると、コロナだからではなくて、やはり防災という観点が強いので、これは本質論ではないかもしれないですが、もともとやっている事業だけれど、事業名にコロナ対策とつけてみただけに見えてしまうと思っていて、実際には、新たな日常をつくるために光化をしているわけではないと思うのですが、どうでしょうか。

【説明者】 ありがとうございます。御指摘も踏まえて、今後いかに事業を実態に合わせ

て、必要なものをやはりやっていかなければいけないということだと思いますので、そういった、まずは最初に御指摘があったようにやはりデータに基づく必要性というのはしっかりと、必要であればやはり説明しないといけないなと思いますので、そういった部分も踏まえつつ、必要な施策をさらに考えていきたいと考えております。

後段にございました、新たな日常ということでございますが、もちろんこの事業自体は、例えばワクチンを打つなど、そういったものではないと。当時はもちろんポストコロナという意味もありまして、ウィズコロナの時代はまだリモートの社会経済活動維持という意味は強かったと思うのですけれど、ポストコロナということもにらんでということですが、おっしゃるとおり、果たして、今、この名前がいいのかというのは、確かに議論があると思いますので、そこは我々としては、根幹は耐災害性の強化ということである、それは間違いなくそこが根幹になっていますので、御指摘も踏まえて検討してまいりたいと考えております。ありがとうございます。

【伊藤先生】 もう1点だけ、毎年度補正を組んで翌年度に繰り越しているという形態は、決してこの事業に限らずほかにもありますが、必ずしも好ましいやり方ではないなと思っていて、例えば年度後半に、自治体がケーブル事業者からの申請があつて、当初予算では足りないから補正を組んでいるのか違うのか、どうでしょうか。

【説明者】 補正の場合にはもちろん緊急性などが求められていますので、この事業はインフラ整備事業でございますので、ぱっとやって、ぱっとできる、そういうものでもございませんと。もちろん年度当初にまとめて公募すれば、そこで全部拾えるかということと各事業者によっては各段階で決断をしていくわけで、ニーズ調査などを行っている、確かに今ようやくここまでできたので、まさに申請したいという話があつて、ニーズがあつてこそ補正予算を急いでやるという趣旨になりますので、ニーズがないという段階で補正予算を組んでいるわけではございませんので、補正予算でやるという意味はがあると我々は考えております。

ただ、このレビューシートとの関係を言ってしまうと、どうしても事業自体がインフラ整備で、場合によっては1年以上かかってしまうという性格上、例えば補正予算ですと、去年ですと12月に予算が決まって、そこから公募となるとどうしてもその年度にはやはり収まらないという事情があつて、それは繰越しという形で例えばここにあるようにレビューシートの1ページ目、例えば令和4年度から令和5年度に16億円ぐらい持っていつているという形にはなっていますが、これが空という言い方は変ですけど、何の裏づけもなく事

業も決まってないのに16億円持っていつているのかと言われると、実はほとんどもう事業は決まっています。ただ、やはりインフラ整備なので、すぐに完成しないということで、そういった意味ではこの16億円というのは、何か行き先もないのに単に予算を持っていつているという意味ではなくて、もう基本的に決まっているんだけど、どうしてもそうなつてしまうということを御理解いただければ大変ありがたいなと考えております。

【伊藤先生】 分かりました。ありがとうございます。

【今川官房長】 伊藤先生、ありがとうございました。お時間もちょっと過ぎておりますが、もうよろしいでしょうか、コメントのほうですね。

それでは、活発な御議論ありがとうございました。また、取りまとめ役の北大路先生のほうから、先生方に記載いただいたコメントシートについて代表的なものを御紹介いただきつつ、取りまとめのコメント案の御発表をお願いいたします。

【北大路座長】 「新たな日常」に関する議論をコメントの中に入れるかどうか迷うところですが、コロナは新しいタイプの災害と考えられます。電源が落ちるのは全く性質が違うけれども、人々が自由に重要な社会活動ができないとか、必要な時に必要な医療を受けられずに命の危険に直面するとか、災害と言えるような状況になるリスクがあります。このような問題をネットワークでカバーできるようにしたり、新しい行動様式を創出するという話であって、新たな災害への対応、耐災害性の拡大ではないかなと感じています。本件の取りまとめの中に入れる必要はないと思いますが、なぜ「新たな日常」の定着が事業のねらいとなるのかという質問に対しては、このような示唆ができるのかなと思っています。

先生方のご意見の例としては、目的が耐災害性向上であるならば、補助対象外地域の光化が取り残されている現状に対して、何らかの政策対応が必要なはずだと、あるいはケーブルの耐災害性強化という事業目的からすれば、条件不利地域、あるいは財政基盤の強弱にかかわらず、耐災害性強化の必要性の高い地域から優先度をつけて整備する視点も重要ではないかと、やはりデザインが違うのではないかとのご指摘がありました。

また、耐災害性がコロナの対策も含むのであれば、どうして補助対象のところはそれをやらなくて済むんだという話になりますので、ぜひ総合的な事業の再設計が必要なのではないかなという意見だと思います。

もう一つはEBPMに強く関連するところなんですけど、ケーブルの光化によるメリット、光化を阻害している要因をデータに基づいて的確に整理、分析し、その上で、営利法人等の場合、補助金の交付なしに光化が進む一方、公共団体の場合、補助金の交付なしに光化が進

まない原因についての分析も、もう少し精緻に行うことが必要ではないかという点です。さらに、光化の活用実態をモニタリングすることが必要です。光化はしたけれども、どう活用しているかということについても、突っ込んだデータによる検証をすることこそEBPMだと思います。

それから、現時点で設定されている目標について、違和感はないが、最終年度である令和7年度以降の目標はしっかり検討する必要がある。目標を高くすればするほどコストがかかるということについて議論を深めていただきたいということです。

最終的に100%にするということなのか、50%であればよいのか、論理的な議論が必要というご指摘です。対象は情報化が難しい高齢世帯であれば、その分析も必要であるということで、エビデンスに基づいて目標設定をしていくということの重要性が指摘されています。集約するとコメントは2種類だと思います。1つは耐災害性という観点から、事業の再設計の検討をすること。もう1点は、EBPMがもっと深くできるように光化、光ケーブルを使っている世帯に関する分析あるいは事業者に関する分析をできるようなデータを収集していくことかなと思います。

【今川官房長】 ありがとうございます。今、北大路先生から取りまとめのコメントは2点ありましたけども、先生方がでしょうか。よろしいでしょうか。

特に御異論なしということで、では、北大路先生の取りまとめコメントをこれで皆様のコンセンサスをいただいたということにさせていただきたいと思います。後ほどまたテキストで共有させていただきます。

それでは、今の先生方からの御指摘を踏まえまして、担当部局、金子室長から一言お願いいたします。

【説明者】 長時間にわたりありがとうございます。大変重いというか、重要な御指摘をいただいたと考えております。

いずれにしても、災害が非常に増えてきているということも踏まえまして、やはり情報発信というのは大変重要だと我々認識しておりますので、本日いただいた御指摘も踏まえて、よりよき制度になるよう引き続き努力してまいりたいと思いますので、引き続き御支援いただければ幸いです。

本日はありがとうございます。

【今川官房長】 それでは、この3件目の事業についての議論についても、これで終了とさせていただきます。

これもちまして、本日の議論は全て終了いたしております。御出席いただきました有識者の先生方におかれましては、長時間にわたり御議論をいただきまして、誠にありがとうございました。

本日いただきましたコメントにつきましては、今後の事業の点検や改善に当たりまして、十分に反映をさせていただきたいと考えております。

また、本日お取りまとめをいただきましたコメント、それから議事の内容につきましては、準備が出来次第、総務省のホームページに掲載をさせていただきます。今後とも総務省の行政事業レビューの取組につきまして、先生方からの引き続きの御指導をよろしく願いをいたします。

本日は大変お忙しい中、また長時間、誠にありがとうございました。